

業務の承継に関する経過措置等に関する規程を次のように定める。

平成16年4月1日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

業務の承継に関する経過措置等に関する規程

(規程の趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の成立にあたり、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）の規定に基づき機構が国、日本育英会、財団法人国際学友会、財団法人内外学生センター、財団法人関西国際学友会又は財団法人日本国際教育協会から承継した権利及び義務等の取り扱いについて必要な経過措置等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 承継前団体 日本育英会、財団法人国際学友会、財団法人内外学生センター、財団法人関西国際学友会及び財団法人日本国際教育協会をいう。
- (2) 承継業務 機構の業務のうち、機構成立前においては国又は承継前団体を実施していたものであって機構成立に伴い国又は承継前団体を実施しなくなったもの（承継前団体が解散となることにより実施されなくなる場合を含む。）
- (3) 旧規程等 承継前団体が承継業務の内容、処理基準、実施方法等に関して当該団体の所定の手続きを経て定めていた規程、事務処理要項その他の明文の規範をいう。
- (4) 事務所等 機構がその日常業務の用に供する建物（東京国際交流館規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第29号）第2条に定めるものに該当する建物（一部分のみが該当するものについては当該一部分）、兵庫国際交流会館規程（独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第32号）第2条に定めるものに該当する建物（一部分のみを学生に対して生活又は居住の場として提供するものについては当該一部分）並びに東京日本語教育センター及び大阪日本語教育センターの建物のうち学生の教育活動の場として使用する部分及び学生寮の建物を除く。）並びにその敷地及び付属設備をいう。

第3条 削除

(事務所等の管理に関する経過措置)

第4条 機構の事務所等の管理（法令の規定に基づき機構又は理事長が義務を負う特

別の措置を講ずることを含む。以下同じ。)については、別に定めを置くものを除き、当分の間、機構法その他の国の法令、機構の業務方法書、中期計画、規程、施行細則その他の規範に反しない限りにおいて、機構成立の日の前日に当該事務所等の管理に関して適用されていた旧規程等の例による。

- 2 旧規程等に相当するものがなかった事務所等の管理については、日本育英会における事務所の管理に関する旧規程等の定めるところに準ずる方法により行うものとする。
- 3 前2項の場合における旧規程等の読み替えについては、総務部長が決定する。
- 4 事務所等に該当する部分と該当しない部分がある建物における事務所等の管理については、事務所等に該当しない部分に係る建物、敷地及び付属設備の管理との共同処理を図る等その合理的かつ効率的な実施を行うこととし、このための調整は総務部長が行う。

(一般的経過措置)

第5条 機構が承継前団体から承継した業務に関しては、新たな規程等を定め、若しくは、規程等を定めずに行うこととするまでの間は、機構法その他の国の法令、機構の業務方法書、中期計画、規程、施行細則その他の規範に反しない限りにおいて、旧規程等の例により行うことができる。

- 2 前項の規定に基づき旧規程等の例により行う場合においては、当該旧規程等について、機構法その他の国の法令、機構の業務方法書、中期計画、規程、施行細則その他の規範に反しないようにするため必要となる読み替えを定めるものとする。
- 3 前2項の規定に基づき旧規程等の例により機構の業務を行う場合には、担当理事の承認を得るものとする。

(処分、手続き等の行為に関する一般的経過措置)

第6条 この規程の施行前に、国又は承継前団体が承継業務に関して国の法令又は旧規程等の規定によりした処分、手続きその他の行為については、別に経過措置に関する定めを置くものを除き、機構の規程、施行規則その他の規範の相当する規定によりした処分、手続きその他の行為とみなす。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成17年規程第27号) 抄
(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第2項、第4項、第6項、第8項、第9項、第11項、第14項及び第15項の規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第8号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第10号) 抄
(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成23年規程第1号） 抄
（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第18号）

この規程中第1条、第3条及び第4条の規定は平成30年4月1日から、第2条、第5条及び第6条の規定は平成30年4月2日から施行する。